

## 金融資産の減損に係る信用リスクの注記、検討—ASBJ

去る8月2日、企業会計基準委員会は第507回企業会計基準委員会を開催した。

主に、金融資産の減損に関する会計基準の開発について、第203回金融商品専門委員会(2023年8月10日号(No.1685)情報ダイジェスト参照)に引き続き、次の論点の審議が行われた。

### 信用リスクに関する注記事項の基準体系および開示目的

事務局から、次のような案が示された。

- ① 開示目的を定めるアプローチを採用するにあたり、信用リスクに関する注記事項は、金融商品の減損に関する新適用指針で定める。
- ② 信用リスクの開示目的は、信用リスクが将来CFの金額、時期および不確実性を利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することとする。

委員からは、賛意が聞かれた

## パージナルスピンオフの税効果会計の取扱い、検討—ASBJ、企業結合専門委

去る7月26日、企業会計基準委員会は第107回企業結合専門委員会を開催した。

第106回(2023年8月10日号(No.1685)情報ダイジェスト参照)に引き続き、「パージナルスピンオフの会計処理」について審議された。

### 税効果会計

事務局は、第105回企業結合専門委員会および第504回親委員会において、基準開発対象ケース(保有する完全子会社株式の一部につき按分型の配当をし、子会社株式・関連会社株式のいずれにも該当しなくなった場合)における税効果会計について、「個別・連結のいずれにおいても適正な帳簿価額で配当したとして会計処理し、現物配当に係る損益を計上しない」とする案を提案していた。その際、結論の方向性についてはおおむね賛同を得ていたものの、「結論に至る理屈について整理すべき」、「繰延税金負債の会計処理を含めた全体像を示すべき」という意見や、一時差異や

委員からは、異論は聞かれなかつたが、②で教育文書でなく結論の背景で示すのも一案では」との意見も聞かれた。

繰延税金資産の定義に関する意見も聞かれた。

そのため、事務局は株式分配実施会社の税効果会計について、次のように再提案を行った。

- 基準開発ケースについては、連結固有の将来減算一時差異または連結固有の将来加算一時差異の定義に直接該当しないもの、その定義に準ずるものとして、同じ取扱いをする。
- 留保利益の税効果を除く、基準開発ケースにおけるの株式分配会社の税効果会計については、税効果適用指針8項の定めに従って処理をすることが考えられるため、税効果適用指針の定めを変更する必要はない。

専門委員からは、「留保利益の税効果は別と分析されているが、留保利益のなかでも配当により解消する部分の扱いが別ということであって、これでは売却により解消される部分が含まれてしまう。留保利益ではなく、配当という言葉を使って表現したほうが正確なのではないか」という意見が聞かれた。

事務局は「ご指摘のとおり」とし、書き直す機会があれば、正確に表現するように努めました。

また、8月2日開催の第507回親委員会でも審議が行われ、異論は聞かれなかった。

### 改正案の文案検討

前回に引き続き、企業会計基準適用指針2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」および会計制度委員会報告7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」について、改正案の文案の検討が行われた。

## グローバル・ミニマム課税の当期税金の取扱い等、検討—ASBJ、税効果会計専門委

去る7月31日、企業会計基準委員会は第85回税効果会計専門

委員会を開催した。

グローバル・ミニマム課税(以

下、「GM課税」という)に関する改正法人税への対応について、審議が行われた。

本年3月公表の実務対応報告44号で当面の取扱いについては手当てされ、残りの論点について検討が行われるもの。主な審議事項は次のとおり。

**当期税金**

(1) 連結・個別財務諸表におけるGM課税の表示

連結・個別財務諸表において、GM課税を法人税等として表示する事務局案が示された。専門委員からは多くの賛成意見が聞かれた。

(2) 法人税等(当期税金)の計上

時期および見積りの取扱い  
当期税金の計上時期および見積りについて、次の事務局案が示された。

① 年度の連結・個別においては、経過措置は定めず、適用初年度よりGM課税制度に基づく上乗せ税額を法人税等(当期税金)に計上する。

② 企業における見積りが明らかに不合理である場合を除き、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて最善の見積りを行った結果として見積られた金額については、事後的な

結果との間に乖離が生じたとしても、「誤謬」には当たらない旨を結論の背景に記載する。

③ GM課税制度の適用初年度は、四半期財務諸表において、GM課税制度に基づく上乗せ税額を法人税等(当期税金)に計上しないことができる旨を定める。

専門委員からは、賛成意見が聞かれた。そのほかに、「②の取扱いはコロナ対応のような、かなり特殊なケースで入れるべき。見積りの精度に偏りが出てしまう懸念がある」、「③では、適用初年度だけでなく2年目も影響があるのではないか」といった意見が聞かれた。

**繰延税金**

GM課税制度は、調整項目が一時差異に該当するか否かおよび税効果会計を適用すべきかが必ずしも明らかでなく、税効果会計の基準開発を行った場合、IASBおよびFASBが継続して基準開発した際の結論と相違する可能性があるといった理由から、実務対応報告44号の当面の取扱いの適用を継続する案が示された。

専門委員からは特段異論は聞かれなかった。

**会計・監査・開示**  
※来し方行く末

**株式会社による会社運営④**  
**(計算書類等の作成)**

公認会計士  
市川 育義

株式会社において、各事業年度の決算数値を確定させ、対外的に業績報告を行うことは、取締役(取締役会)が株主に対する説明責任を果たすうえで非常に重要な業務である。この業績報告は、株主にとっても、現在の立ち位置や経営戦略等の進捗状況を確認する手段になるとともに、さらに今後の企業価値向上に向けた取組みに関する丁寧な説明を受けることで、理解が深まり、株主と会社との良好な関係が構築される契機となる。

取締役(取締役会)は、これらの適正な財務報告を確保する財務報告システムを整備・運用する責任があるとともに、監査役等や監査法人による監査を通じて、会社の財務報告の信頼性が確保される。そして、会計監査人設置会社においては、最終的に取締役会の承認を経て、計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書が確定され、定時株主総会において計算書類および事業報告の内容が報告されることとなる。

ただし、会計監査人の監査意見が無限定適正意見でない場合や、監査役等が会計監査人の監査の方法または結果を相当であると認めていない場合など、例外的なケースにおいては、計算書類等を取締役に会しては確定させることはできず、株主総会の承認を受けなければならぬ(会社法439、会計規135)。

① 計算書類等

「計算書類」は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表の総称である。

この他に、関係書類として附属明細書がある。会計監査人設置会社においては、これらについて、監査役のほか、会計監査人による監査を受けなければならぬ(会社法436②)。

② 事業報告等

「事業報告」は、すべての株式

会社に適用される共通事項(内部統制の整備・運用状況、会社支配に関する基本方針、親会社等との取引等)のほか、公開会社について義務化されている事項(現況、役員、株式等に関する事項)、会計監査人設置会社について義務化されている事項(会計監査人の名称、報酬等に関する事項)等が記載される。事業報告と附属明細書は監査役による監査を受けなければならぬ(会社法436②)。

③ 会計監査人と監査役との関係

会社法においては、会計監査人設置会社であっても、監査役は、計算書類等および事業報告等の監査を行うこととされている(会社法436②)。ただし、計算書類等については、専門家である監査法人による監査が行われるため、監査役は、会計監査人の監査の方法または結果について相当性を評価したうえで、その結果に依拠する関係が実務上構築されている。これに対し、事業報告等については、監査役による単独監査であり、たとえ

ば、内部統制システムの整備・運用状況の記載内容が監査対象となっていない。

\* 事務局より、2024年4月  
の税制適用前に最終化する目標  
が示された。

## 国際会計

# 費用の分解開示に関する損益計算書のASU案、公表—FASB

去る7月31日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「損益計算書—包括利益の報告—費用の分解開示(サブトピック220—40)」を公表した。

公開草案は、企業の費用の開示を改善し、投資家からの費用科目(caption)に示される費用の内容についての、より詳細な情報提供の要望に応えるために発行された。投資家は、増加した情報により、企業の費用の構成要素をよりよく理解し、業績について独自の判断を行い、より正確に費用を予測できるようになる。それにより、投資家は将来のキャッシュ・フローに対する企業の見通しをより適切に評価できるようになる。

また、開示される情報はMD&Aに関する企業の準備と投資家の検討のための関連情報を提供する。

## 公開草案の概要

公開草案は、期中と年次の財

務諸表の注記において、特定の費用科目の基礎となる特定の要素の詳細な開示を要求する。具体的には、次の開示を要求する。

- ① 損益計算書に示された「関連する各費用科目(売上原価、販売費及び一般管理費、試験研究費など)」に含まれる、(a) 棚卸資産と製造費用、(b) 従業員の報酬、(c) 減価償却費、および(d) 無形固定資産の償却費等の金額を開示する。「関連する費用科目」とは、損益計算書で継続事業として表示される前記の(a)から(d)を含む費用科目である。
- ② 棚卸資産と製造費用については、さらに、発生した費用を(a) 棚卸資産の購入、(b) 従業員の報酬、(c) 減価償却費、および(d) 無形固定資産の償却費等に分類して開示する。発生した費用には、棚卸資産に計上されていた金額、棚卸資産に計上されない場合は、当期

の直接費用(発生した費用)の金額が含まれる。年度には「その他の製造費用」の定義を開示する。

③ 現行で開示が義務づけられている特定の金額は、他の分解要求として、同じ開示に含まれる(公開草案は、現行の開示を変更または削除することはない)。

④ 別個に開示されていない、関連する費用科目または棚卸資産と製造費用の残りの金額の

定性的な説明を開示する。

⑤ 「販売費」の総額と、年度においての販売費の定義を開示する。

## 適用関係

公開草案は、将来に向かって適用され(遡及適用のオプションあり)、適用日と早期適用の可否は未定である。  
コメント期限は10月30日である。

## 国際会計

# サイバーセキュリティリスクに関する開示規則、公表—SEC

去る7月26日、SECは、上場企業のサイバーセキュリティリスクに関する「インシデント報告」と「管理、戦略、ガバナンス」に関する開示を強化する規則の改正を採択した。

## 改正の概要

改正の主要な点は次の2つである。改正は外国企業にも適用される。

(1) 重大なサイバーセキュリティ・インシデントに関する臨時報告書での報告

重大なサイバーセキュリティ・インシデントに遭遇した後4営業日以内に、臨時報告書(米国企業は様式8-K、外国

企業は様式6-K)で、重大なサイバーセキュリティ・インシデントについて、その内容、範囲、時期、登録者への影響の開

示を要求する。

(2) サイバーセキュリティリスクに関する管理、戦略ガバナンスについて、年次報告書での定期的な報告

改正された規則S-K(非財務情報を規定する規則)は、年次報告書(米国企業は様式10-K、外国企業は様式20-F)で、サイバーセキュリティの脅威の重大なリスクを評価し、特定し、管理するプロセスと、サイバーセキュリティの脅威と以前に発生した重大なサイバーセキュリティ・インシデントからの重要な影響の開示を要求する。

また、改正された規則S-Kは、サイバーセキュリティの脅威のリスクに対する取締役会の監督と当該リスクの評価と管理に関する経営陣の役割と専門知識の開示を要求する。

## 適用関係

改正された規則は連邦官報での公表から30日後に発効し、年次報告書での開示は2023年12月15日以降終了する年度から開始される。

臨時報告書での開示は、連邦官報の公表から90日後と2023年12月18日のいずれか遅い日から要求される。

経理情報●2023.8.20・9.1 (No.1686)

8

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2023年7月28日	女性活躍・男女共同参画の重点方針2023(女性版骨太の方針2023)に係る上場制度の整備等について	東証	女性版骨太の方針2023において、プライム市場の上場会社について、女性役員比率に係る数値目標等が示されたことを踏まえ、所要の上場制度の整備を行うもの。あわせて、望ましい投資単位の水準の下限「5万円以上」を撤廃する。コメント期限は8月27日。本年10月をめどに実施予定。 <a href="https://www.jpx.co.jp/news/1020/aocfb40000003czs-att/aocfb40000003d2k.pdf">https://www.jpx.co.jp/news/1020/aocfb40000003czs-att/aocfb40000003d2k.pdf</a>	—
2023年8月1日	監査役スタッフ研究会(本部)「主要監査業務のポイントと事例研究—監査の実効性と効率性の向上を目指して—(中間報告)」	監査役協会	「監査役監査と監査スタッフの業務」について、研究対象を「スタッフの誰もが関わる重要業務」に絞り、監査の実効性と効率性のさらなる向上を目指して有効な監査の方法を探った結果をまとめたもの。 <a href="https://www.kansa.or.jp/news/post-9938/">https://www.kansa.or.jp/news/post-9938/</a>	—

金融

## 疑問が残るイールド・カーブ・コントロール政策の正当性

日銀は7月28日、金融政策決定会合でイールド・カーブ・コントロール(YCC)の修正を決めた。長期金利の上限は0.5%程度をめぐるとし、この水準に変わりはなかった。ただ指値オペで強く抑制して達成を目指す水準ではなく、この水準を超えることも容認する。指値オペの水準は1:0%に引き上げられた。今回のような金利上昇の許容範囲が拡大することは、日銀が市場に対して持つ影響力の低下につながると思われる。

指値オペの1:0%という水準は、今の3%台という物価上昇率が、インフレ進行で今後4%台、5%台へと伸びた時に、さらに上方に切り上げればよいのだろうか。指値オペで国債を無制限に購入するということは、その都度、国債市場で日銀のシェアが拡大し、債券市場で正常な価格形成が行われなくなり、市場のゆがみに拍車をかけることになる。しかも植田総裁は、「長期金利が1%まで上

証券

## 日米リードで株価の騰勢強まるか

昇することは想定していないが、念のための上限キャップとして1%とした」と発言している。繊細な金利調整が求められる中央銀行の総裁にしては曖昧な表現だ。そもそも、YCCの起点となる翌日物金利がマイナス0.1%のまま、インフレ対策を長期金利のみの操作で行うという金融政策を正当化できるのだろうか。

直近のデータでは、日本の消費者物価指数の前年比上昇率が3.3%、政策金利がマイナス0.1%というのは、海外と比べても異常な水準だ。たとえば、アメリカはそれぞれ3.0%(PCE)と5.5%、昨年マイナスイ金利政策を終了したユーロ圏とスイスは、ユーロ圏が5.3%と4.25%、スイスは1.7%と1.75%となっている。同様に論じられないが、日本も2%以上でもよいはずだ。少なくとも、7年間マイナスイ金利政策を続けている正当な理由はあ

るのか疑問が残る。

7月は終わってみると、ほとんどの主要国市場で7月末の株価が前月末を上回った。世界の7月は株価上昇月となったのだ。ところが、唯一下落したのが、日経平均である。

この世界的な株価上昇は、6月までに日経平均が先駆的に急上昇を続けてきたことに刺激された側面が大きい。ところが、その日経平均は7月に上昇一服、ミニ調整となった。日本株が独歩高を続けた結果、割安とはいえなくなったためと考えられるが、これまでの経緯からすると、皮肉な結果といわざるを得ない。

米株価は7月の世界的株価上昇をリードしてきたが、関門とされてきた7月末の連邦公開市場委員会(FOMC)が市場の予想どおりの結果となったため、新たな段階に入ったようにみえる。もともと米連邦準備制度理事会(FRB)は利上げについて7月で終わりと表明したわけではなく、今後はインフレ動向次第とした。FRBは現在のアメリカの物価は極めて予想

しにくい状況にあり、出たところ勝負だ、といって株式市場が結論を急がないように釘をさしている。

アメリカ以外の国々、市場はどうか？ 日本以外の国は経済状況が悪く、景気の弱い国が多い。その代表が中国である。中国はコロナ禍で強行したロックダウンを解除したが、その後の経済活動が芳しくなく、長期停滞を指摘する見方も増えている。韓国、EUなども経済活動は鈍い。これらの国々は米株価の騰勢が強まると、それについての苦しくなるのではないか。

そして、日本市場はどうか。現在、第1四半期の企業業績が発表されており、収益の上方修正、増益見通しに転換といった有力企業が揃っている。これらから発表される経済統計も好転、良好の話が増加する気配である。

日銀の政策で円相場が大きく振れるといったこともなく、日米主導による世界的な株価の騰勢強まるといった展開を期待したい。